

No.15 多発している地山、岩石 - 崩壊・倒壊の死亡災害事例（2020年）

2020年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
11	12～14	ずい道の拡幅等工事において、掘削面で落盤、肌落ち等が発生し、坑内で車両系建設機械（ブレイカー）を運転していた被災者の背部に落石が激突、車両系建設機械の脇で死亡している被災者が発見された（目撃者なし）。なお、坑内には、ずい道支保工が設けられておらず、また、被災者が運転していた車両系建設機械のヘッドガードは坑内が狭小であったため取り外されていた。	30102	711	5	50～99
10	10～12	土砂の崩壊を防止するために1メートル四方のコンクリートブロックを7段積み上げていたが、土砂が崩壊したため、積み上げられていたコンクリートブロックが崩れ、付近にあったプレハブ小屋にコンクリートブロックが直撃し、プレハブ小屋の中で警備機器取付の作業を行っていた被災者が死亡したものの。	30301	711	5	10～29
10	8～10	地上4階地下2階複合ビル新築工事において、掘削深さ10m（縦穴状で土止め支保工済）から、さらに1.75mをドラグ・ショベル（0.1立方m）で掘削していた。予想外の湧水があり排水ポンプを設置する段取り中、横矢板下部より土砂が流出し、被災者がその土砂に埋まってしまったもの。その後、地上に引き上げ死亡が確認されたもの。	30201	711	5	10～29
9	10～	宅地造成工事において、下水管敷設のため、幅90cm深さ2m長さ14mの溝を9時からドラグショベルで掘削し、11時ごろに掘削作業を終え、被災者は溝の深さを1人で測定していた。11時20分ごろドサッと音を立てて掘削面の半分以上が突然崩壊したため、別の場	30109	711	5	1～

	12	所に移動していた作業員らが覗いたところヘルメット以外土砂に埋もれている被災者を発見したもの。				9
9	20 ～ 22	被災者を含む労働者2人は、台風10号の接近による自然災害発生に備え、会社事務所で待機していた。夜、会社事務所隣りの山の斜面が崩れて、その土砂で会社事務所及び社長宅が川に流され、会社事務所で待機していた労働者2人は行方不明となった。災害発生して11日後、捜索隊により、災害発生現場から約3.4km下流の川床の土砂の中から1人が遺体で発見された。	30106	711	5	10 ～ 29
5	10 ～ 12	砕石破砕プラントで作業を行っていた労働者が、当該プラントから500m程離れている採石場において、被災者が運転していた重機の動きが止まっていたこと、重機付近の採石場の法面が崩れていたことを確認したため、事務所にいた工場長へ連絡した。連絡を受けた工場長が、徒歩で採石場に向かったところ、重機のキャビンが多数の岩石に押しつぶされていた状況を確認したもの。	20201	711	5	1 ～ 9
4	18 ～ 20	工場内の雑排水処理用の配管設置作業において、ドラグショベルで掘削（幅1.4m長さ19.4m深さ約2.7m）後、被災者を含む2名が掘削面の下方で配管設置作業を行っていたところ、東壁面の地山（高さ2.5m×長さ2.45m×幅1.2m）が倒壊し、被災者が土砂の下敷きとなったもの。なお、もう一人の作業者は脇腹から下が埋まったが無事であった。	30110	711	5	1 ～ 9
4	8 ～ 10	下水道管を埋設する工事。950mm（幅）×4000mm（奥行）×1700mm（深さ）をドラグショベルで掘削した箇所、作業員2名が土止め支保工の腹起し部材を取り付ける作業をしていたところ、背後の地山が500mm（幅）×4000mm（奥行）×1700mm（深さ）に亘って崩壊し、1名が崩壊した土砂と腹起し部材との間に挟まれて死亡した。	30110	711	5	10 ～ 29
		道路改良工事において、矢板を打ち込んでいたが石にあたったため、				

3	10 ～ 12	矢板の打ち込みができなくなり、石を確認するために矢板周辺の土砂をドラグ・ショベルで約3 m掘削し、現場監督が写真撮影をするため掘削した穴に入ったところ周辺の土砂が崩れ落ち、生き埋めになり死亡したもの。	30106	711	5	1 ～ 9
3	10 ～ 12	ケーブルクレーン用バックステーアンカー支圧版設置部の掘削が完了し、掘削後の斜面にこぼれた土砂の清掃作業をコンプレッサーに接続されたエアホースで行っていたところ、被災者が作業を行っていた箇所上方の岩盤が長さ4.5 m、幅3.5 mにわたり崩落し、当該岩盤の上部にあった岩石（約1 m×1 m、厚さ約60 cm）の下敷きとなったもの。	30104	711	5	1 ～ 9
2	14 ～ 16	被災者は、幅1.1 m、深さ3.5 mに掘削した掘削床で下水道管の埋設作業を行っていたところ、掘削面が崩壊し、崩れた土砂に埋もれ死亡したもの。	30110	711	5	1 ～ 9
1	8 ～ 10	住宅造成工事現場において、被災者は地山を掘削した後の法面（高さ約5 m）の下で、当該法面の手前に擁壁を設置するためにブロックを積み上げる作業をしていたところ、法面が崩壊し、被災者が土砂に埋まり死亡したもの。	30109	711	5	1 ～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210\\_37.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_37.html)